

会社合併実務必携

【第五版】

法令出版

第五版 はじめに

近年は、大企業のみならず、中小企業においても、合併が何ら特別なことではなくなって普通に行われるようになっていきます。

このため、近年は、合併の税務に関する理解も、かなり浸透してきているように見受けられます。

しかし、依然として、税務の専門家の多くに、合併の税務は専門的で特殊なテーマであると捉えられていることも、否定できないところです。

確かに、合併の税務は、日常的に話題となる減価償却、役員給与、交際費、寄附金などのような税務と比べて、分かりにくいことは、間違いありません。

一方、税務調査においては、近年、合併の処理について、調査官がその適否を従来以上に細かくチェックするようになってきているという声も聞きます。

このため、合併の税務に携わることとなる方々は、好むと好まざるとにかかわらず、合併の税務の詳細を学ばざるを得なくなっています。

筆者も、平成18年に退官して以来、合併に関してさまざまな質問や相談を受けてきたわけですが、近年の質問や相談は、従来とは少し変わってきており、一般的なものではなく、個別性が強く、難易度も高いものが増えています。

このような変化に鑑みると、やはり、本書の初版から執筆姿勢としている「分かっていることを書く」ということではなく「読者が知りたいことを書く」ということに、なお一層、注力することが必要となると感じます。

本書の第五版も、そのような執筆姿勢で執筆したものとなっています。

また、法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）が適用されて争いとなったP G Mプロパティーズ事件について、令和6年9月27日に東京地裁で納税者側の完全勝訴判決が出され、令和7年7

月23日に東京高裁で同じく納税者側の完全勝訴判決が出されましたので、これらの判決について、詳しく解説をしています。これらの判決により、ヤフー事件の最高裁判決も、改めて内容を正確に理解することの重要性が確認されることとなっています。

このため、本書は、合併の実務に携わる方々に参考としていただけることが数多く書かれたものとなっていると考えています。

このような本書が、合併を行う法人の税務担当者、合併の実務に携わる税理士、合併の税制度の勉強を志す方、合併の税務処理に関して税務調査・審理事務を行う国税職員などの日々の実務や勉強等に僅かなりともお役に立つようであれば、幸いです。

最後になりましたが、本書の初版以来、刊行にご助力を賜っております法令出版の皆様方に、著者一同を代表して、改めて御礼を申し上げます。

令和7年8月

著者を代表して
日本税制研究所 代表理事
税理士 朝長 英樹

目次

第Ⅰ部 合併の検討

序 章 組織再編成の目的	2
第1節 組織再編成と合併の定義	2
1 組織再編成の定義	2
2 会社法における合併の定義	2
3 組織再編成税制における合併の定義	3
第2節 合併のメリットとデメリット	3
1 合併のメリット	3
2 合併のデメリット	6
第1章 合併と他の組織再編成との比較	9
第1節 概要	9
第2節 各組織再編成の定義	10
1 合併	10
2 残余財産の確定・「現物分配」	11
3 事業譲渡	13
4 会社分割	13
第3節 他の組織再編成と比較した場合の合併の メリットとデメリット	15
1 合併のメリット	15
2 合併のデメリット	16
第2章 合併のモデルスケジュール	24
第1節 合併実務の流れ	24
第2節 事前準備	26

1 最初の打合せで確認する内容	26
2 送付を依頼すべき資料と確認する内容	28
第3章 合併の留意点	34
第1節 会社に関する留意点	34
1 企業文化・システム等の統合	34
2 許認可	34
3 役員	35
第2節 株主に関する留意点	36
1 株主名簿と名義株主	36
2 交付する株式に一に満たない端数が生ずる場合	37
3 被合併法人株式に種類株式がある場合	38
4 反対株主の買取請求権が行使された場合	38
第3節 従業員に関する留意点	39
1 就業規則の統一	39
2 労働組合との関係	40
3 合併における余剰人員の整理	40
4 社会保険組合の変更等	41
5 従業者引継ぎ要件	41
第4節 合併比率に関する留意点	41
1 合併比率とは	41
2 評価額の算定方法	42
第5節 会計処理等に関する留意点	47
1 合併により資本金が増加しない場合	47
2 欠損法人との合併による株主資本の減少	47
3 経理基準等を合わせる	48
4 与信管理等の統一	48
第6節 独占禁止法に関する留意点	48
1 公正取引委員会への届出の可否の判定	49

2 公正取引委員会への届出の日程調整	49
3 企業結合ガイドライン	49
第7節 金融商品取引法に関する留意点	50
1 金融商品取引法の制定における留意点	50
2 金融証券取引法における有価証券の募集又は売出し	50
3 有価証券届出書の提出義務とは	51
4 組織再編成における有価証券届出書の提出義務	51
第8節 相続税・贈与税に関する留意点	52
1 合併直後に課税時期がある場合の類似業種比準方式の適用関係	52
2 事業承継税制認定中小企業者の合併	57
第9節 その他の留意点	60
1 会社及び他の関係者との連携	60
2 合併における税理士としての業務範囲の拡大と喪失	60

第Ⅱ部 合併の法務

第1章 会社法における合併の概要	64
第1節 吸収合併と新設合併	64
1 吸収合併と新設合併について	64
2 新設合併の主なデメリット	64
第2節 持分会社等と株式会社の合併	65
1 持分会社と株式会社の合併の概要	65
2 特例有限会社の合併	66
3 持分会社の組織変更と合併	66
第3節 合併対価の柔軟化	67
1 合併対価の柔軟化	67
2 三角合併	67
3 キャッシュアウト・マージャー	69

4 合併と事業譲渡の比較	69
第4節 合併交付株式の割当て	69
1 合併存続会社の有する合併消滅会社の株式への 合併対価の割当て	69
2 無対価合併	70
3 不平等合併	71
第5節 債務超過会社との合併	71
1 旧商法における取扱い	71
2 会社法における取扱い	71
3 法人税法における取扱い	72
第6節 簡易合併手続と略式合併手続	73
1 通常手続との相違	73
2 簡易合併手続	73
3 略式合併手続	79
第7節 会計と会社法	80
1 企業結合に関する会計基準	80
2 共同支配企業の形成とされる合併	84
3 取得とされる合併	85
4 会社計算規則における株主資本等変動額の定め	88
第8節 合併効力発生日と登記	90
1 吸収合併の場合	90
2 新設合併の場合	91
第2章 合併契約	92
第1節 法定記載事項	92
1 吸収合併契約	92
2 新設合併契約	96
第2節 任意的記載事項	97
1 旧商法において法定記載事項とされていた事項	97

2 その他の任意的記載事項	99
第3節 合併契約書の具体例	100
第3章 会社法の手続	102
第1節 合併のモデルスケジュール	103
第2節 株主総会の承認	104
1 合併契約承認の取締役会決議	104
2 株主総会招集のための取締役会決議	104
3 株主総会招集通知の発出	105
4 株主総会の承認決議	107
5 簡易吸収合併	108
6 略式合併	109
第3節 事前情報開示	111
1 概要	111
2 事前開示事項	111
3 吸収合併契約備置開始期間	113
第4節 反対株主の株式買取請求	113
1 対象株主と通知と公告	113
2 株式買取請求効力発生と価格決定	114
第5節 新株予約権の買取請求	116
1 合併の通知又は公告	116
2 買取請求効力発生と価格決定	116
第6節 債権者保護手続	117
1 概要	117
2 官報公告（決算公告等との関係）	118
3 催告又は定款規定の公告	120
第7節 株券提出手続	121
第8節 登録質権者への通知又は公告	122
第9節 合併登記の申請書と添付書面	123

1 株式会社が存続する場合の添付書面	123
2 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の申請書	124
3 登記申請書の添付書面	127
第10節 合併効力発生日の変更	139
第11節 新設合併の留意事項	140
第12節 被合併法人株主（1株未満株主）への対応	141
第13節 事後情報開示	141

第Ⅲ部 合併の税務

序章 合併税制の概要	144
第1節 合併税制の沿革	144
第2節 法人税法における合併の取扱いの概要	148
1 法人税法における「合併」	148
2 法人税法における合併の取扱いの概要	153
第3節 消費税法における合併の取扱いの概要	161
1 消費税法における「合併」	161
2 消費税法における合併の取扱いの概要	162
第4節 国税通則法による合併の取扱いの概要	163
第1章 適格合併	164
第1節 完全支配関係・支配関係	164
1 完全支配関係・支配関係の定義	164
2 完全支配関係の判定	168
3 支配関係の判定	171
第2節 適格合併の要件	175
1 適格合併の要件の概要	175
2 適格合併の要件	179
3 三社合併の場合の適格判定	213

4 適格合併の要件のまとめ	221
第3節 適格合併の取扱い	223
1 資産負債の引継ぎ	223
2 資本の部の取扱い	227
3 被合併法人の最後事業年度	234

第2章 繰越欠損金・特定資産に係る譲渡等損失額・

欠損等法人	238
第1節 繰越欠損金の取扱い	238
1 繰越欠損金の取扱いの概要	238
2 被合併法人の欠損金の取扱い	239
3 被合併法人及び合併法人の欠損金で制限の 対象となる額	281
4 合併法人の欠損金の取扱い	285
5 欠損金引継ぎ等に関する適格合併と残余財産確定の 場合の取扱いの比較	320
第2節 特定資産に係る譲渡等損失額の取扱い	324
1 制度の概要	324
2 特定資産譲渡等損失額の損金不算入	325
3 特定資産譲渡等損失額の計算の特例	345
第3節 欠損等法人の取扱い	361
1 欠損等法人の欠損金の繰越控除の不適用	361
2 欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入	370

第3章 非適格合併	373
第1節 資産及び負債の移転	373
1 概要	373
2 譲渡損益の帰属事業年度	375
3 譲渡損益の計算	375

4	譲渡対価の額	375
5	譲渡原価の額	376
6	最後事業年度の所得計算上の留意事項	380
7	確定申告書の記載及び提出先、添付書類	381
第2節	被合併法人のみなし事業年度	382
第3節	合併法人の資本の部の取扱い	382
1	基本的な取扱い	382
2	抱合株式がある場合等の取扱い	383
3	資本金の部の概要図	384
第4節	合併法人の資産調整勘定・負債調整勘定	384
1	概要	384
2	資産調整勘定の金額	385
3	非適格合併等対価額	386
4	時価純資産価額	387
5	資産等超過差額	392
6	資産調整勘定の金額の損金算入	392
7	負債調整勘定の金額	393
8	負債調整勘定の金額の益金算入	400
9	適格合併があった場合の取扱い	402
10	申告書の添付書類	403
11	合併法人における資産及び負債の受入時の 申告書の記載例	403
第4章	完全支配関係がある法人の合併の取扱い	407
第1節	完全支配関係がある法人の合併の概要	407
1	完全支配関係がある場合の合併	407
2	グループ法人税制の適用	408
3	譲渡損益調整	409
第2節	完全支配関係がある法人間の非適格合併	410

1	被合併法人が譲渡損益調整資産を有する場合	410
2	被合併法人が有する合併法人株式の処理	412
3	合併法人における抱合株式の処理	415
4	被合併法人の株主の処理	415
5	申告書の記載例	417
6	譲渡損益調整額の戻入事由	421
第3節	完全支配関係がある法人間の適格合併	423
1	被合併法人が譲渡法人である場合	423
2	被合併法人が譲受法人である場合	424
3	被合併法人の株主が有する被合併法人株式が 譲渡損益調整資産の場合	424
4	譲渡損益調整資産が自己株式となる場合	425
第4節	完全支配関係がない法人との適格合併	426
1	合併法人又は被合併法人が譲渡法人又は 譲受法人である場合	426
2	被合併法人の株主が有する被合併法人株式が 譲渡損益調整資産の場合	427
第5章	株主の取扱い	428
第1節	被合併法人の株主の取扱い	428
1	被合併法人の株主に対する課税の基本的な仕組み	428
2	みなし配当	433
3	被合併法人の株式の譲渡損益	437
4	被合併法人の株主における合併法人株式等の 取得価額	440
5	被合併法人の株主の課税関係のまとめ	441
6	被合併法人の株主への通知義務と支払調書の 提出義務	442
7	設例	443

第2節 1株未満の端数の合併法人株式等の取扱い	447	第5節 自己株式	490
第3節 被合併法人の株主が外国法人又は非居住者で ある場合の取扱い	448	1 合併法人が保有する自己株式	492
1 被合併法人の株主が外国法人である場合の取扱い	448	2 被合併法人が保有する合併法人株式	493
2 被合併法人の株主が非居住者である場合の取扱い	451	3 被合併法人が保有する自己株式	501
第4節 合併法人の株主の取扱い	453	4 合併新株に代えて自己株式を交付した場合の取扱い	505
第6章 個別論点	454	第6節 抱合株式	508
第1節 のれんと資産調整勘定	454	1 抱合株式の意義	508
1 のれん、営業権、資産調整勘定の概要	454	2 企業会計における抱合株式	508
2 無形固定資産、繰延資産、のれん、資産調整勘定の 関係	456	3 法人税法における抱合株式の捉え方	509
3 資産調整勘定に関する留意点	460	4 法人税法における抱合株式の取扱い	512
第2節 給与	465	5 新設合併における抱合株式の取扱い	532
1 被合併法人の役員に対する退職給与	465	6 会計処理	533
2 合併法人の役員に対する分掌変更退職給与	469	7 抱合株式の申告調整の例	538
3 合併における役員給与の取扱い	471	第7節 無対価合併	539
4 被合併法人の使用人の退職給与の取扱い	476	1 適格判定	539
第3節 合併費用等	479	2 被合併法人の処理	545
1 合併費用等の取扱いの概要	479	3 合併法人の処理	545
2 合併契約書の作成費用の取扱い	480	4 被合併法人の株主の処理	553
3 合併登記の費用の取扱い	481	5 無対価合併に関する実務上の留意点等	556
4 新社名・新ロゴマークの制作費用の取扱い	482	第8節 不平等合併	556
第4節 反対株主	486	1 従来の不平等合併に対する見解	557
1 反対株主の買取請求	486	2 不平等合併の検討の意義	558
2 公正な価格	486	3 不平等合併の検討	558
3 反対株主の買取請求に係る合併法人の会計と税務	488	4 不平等合併への対応	574
4 株主の処理	490	第9節 外国子会社の合併	577
5 合併効力発生日前に買取りがある場合	490	1 外国法人の行った合併が日本の法人税法上の 合併に該当するか否かの判断	578
		2 日本の税法上、非適格と判定された場合の 外国子法人の資本金等の額の計算	584

3 海外現地の税法上の適格要件と日本の法人税法上の 適格要件が相違する場合の課税関係……………	586
4 特定外国関係会社の合併とその欠損金の取扱い……………	589
第10節 三角合併……………	591
1 会社法による合併等の対価の柔軟化……………	591
2 適格・非適格の判定……………	592
3 被合併法人の株主におけるみなし配当と株式の 譲渡損益の取扱い……………	595
4 合併法人における合併親法人株式の譲渡損益等の 取扱い……………	597
5 被合併法人の株主が非居住者又は外国法人である 場合の取扱い……………	602
6 特定グループ内合併の場合の適格・非適格の判定の 特例……………	603
7 被合併法人の株主の課税の特例……………	605
第11節 合併の日……………	605
1 会社法……………	605
2 法人税法……………	606
第12節 新株予約権……………	607
1 合併における新株予約権の会社法上の取扱い……………	607
2 合併における新株予約権等の法人税法上の取扱い……………	611
第13節 種類株式……………	617
1 種類株式を合併対価とする場合の税法上の取扱い……………	617
2 種類株式を合併対価とする場合の会社法の取扱い……………	618
第14節 申告義務……………	618
1 納税地……………	618
2 確定申告義務……………	619
3 中間申告義務……………	619
第15節 合併に係る行為又は計算の否認……………	624

1 組織再編成に係る行為又は計算否認規定創設の 経緯等の確認……………	625
2 組織再編成に係る行為又は計算の否認規定の内容……………	629
3 法人税法132条の2の行為又は計算の否認規定への 対応に当たって……………	641
4 ヤフー事件……………	642
5 T P R 事件……………	656
6 P G Mプロパティーズ事件……………	661
第7章 個別制度の取扱い……………	673
第1節 棚卸資産の取得価額……………	673
1 適格合併の場合……………	673
2 非適格合併の場合……………	674
第2節 減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法……………	674
1 適格合併の場合……………	674
2 非適格合併の場合……………	676
3 届出書の提出……………	677
第3節 中古資産の耐用年数……………	678
1 適格合併の場合……………	678
2 非適格合併の場合……………	679
3 合併により引き継いだ減価償却資産の耐用年数に ついての留意点……………	679
第4節 一括償却資産の損金算入……………	680
1 適格合併の場合……………	680
2 非適格合併の場合……………	681
第5節 繰延資産の償却費の計算及びその償却方法……………	681
1 適格合併の場合……………	681
2 非適格合併の場合……………	682
第6節 特別償却……………	682

1 適格合併の場合	682
2 非適格合併の場合	685
第7節 貸倒引当金	685
1 適格合併の場合	685
2 非適格合併の場合	686
第8節 返品調整引当金	687
1 適格合併の場合	687
2 非適格合併の場合	687
第9節 返品債権特別勘定	687
1 適格合併の場合	687
2 非適格合併の場合	688
第10節 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の 損金算入	688
1 適格合併の場合	688
2 非適格合併の場合	689
第11節 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の 損金算入	690
1 適格合併の場合	690
2 非適格合併の場合	690
第12節 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の 損金算入	691
1 適格合併の場合	691
2 非適格合併の場合	694
第13節 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入	694
1 適格合併の場合	694
2 非適格合併の場合	695
第14節 特定の長期所有土地等の所得の特別控除	695
1 制度の概要	695
2 適格合併の場合	696

3 非適格合併の場合	696
4 取得及び譲渡の範囲	696
第15節 受取配当等の益金不算入	697
1 適格合併の場合	697
2 非適格合併の場合	698
第16節 寄附金の損金不算入	699
第17節 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の 益金又は損金算入	699
1 適格合併の場合	699
2 非適格合併の場合	700
3 合併に係る短期売買商品についての留意点	700
第18節 売買目的有価証券の評価益又は評価損の 益金又は損金算入等	700
1 適格合併の場合	700
2 非適格合併の場合	701
第19節 有価証券の空売り等に係る利益相当額又は 損失相当額の益金又は損金算入等	701
1 適格合併の場合	701
2 非適格合併の場合	702
第20節 デリバティブ取引に係る利益相当額又は 損失相当額の益金又は損金算入等	702
1 適格合併の場合	702
2 非適格合併の場合	702
第21節 繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ	703
1 繰延ヘッジ処理の概要	703
2 適格合併の場合	703
3 非適格合併の場合	705
4 特別な有効性判定方法等についての税務署長の承認	705

第22節 時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の	
評価益・評価損の計上等	706
1 時価ヘッジ処理の概要	706
2 適格合併の場合	706
3 非適格合併の場合	708
4 特別な有効性判定方法等についての税務署長の承認	708
第23節 為替予約差額の配分	708
1 適格合併の場合	708
2 非適格合併の場合	709
第24節 外貨建取引の換算	709
1 適格合併の場合	709
2 非適格合併の場合	710
3 届出書の提出	710
第25節 長期割賦販売等に係る収益及び費用の	
帰属事業年度	710
1 適格合併の場合	710
2 非適格合併の場合	711
第26節 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度	711
第27節 特定同族会社の特別税率	712
第28節 所得税額の控除	712
1 適格合併の場合	712
2 非適格合併の場合	712
第29節 収用換地等の特別控除	713
1 適格合併の場合	713
2 非適格合併の場合	713
第30節 試験研究費	713
1 適格合併の場合	713
2 非適格合併の場合	714
第31節 適用除外事業者の判定	714

1 適格合併の場合	714
2 非適格合併の場合	715
第32節 外国税額の控除	716
1 適格合併の場合	716
2 非適格合併の場合	716
第33節 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う	
法人税額の控除	717
1 適格合併の場合	717
2 非適格合併の場合	717
第34節 欠損金の繰戻しによる還付	717
1 適格合併の場合	717
2 非適格合併の場合	718
第35節 青色申告書を提出しなかった事業年度の	
欠損金の特例	718
1 適格合併の場合	718
2 非適格合併の場合	719
第36節 金銭債務に係る債務者の償還差益又は	
償還差損の益金又は損金算入	719
1 適格合併の場合	719
2 非適格合併の場合	720
第37節 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入	721
1 適格合併の場合	721
2 非適格合併の場合	722
第38節 商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期	722
1 適格合併の場合	722
2 非適格合併の場合	723
第39節 商品引換券等を発行した場合の引換費用	723
1 適格合併の場合	723
2 非適格合併の場合	723

第40節 造成団地の分割の場合の売上原価の額	724
1 適格合併の場合	724
2 非適格合併の場合	724
第41節 砂利採取地に係る埋戻費用	725
1 適格合併の場合	725
2 非適格合併の場合	725
第42節 租税公課（事業税の損金算入時期）	726
第43節 還付金等の益金不算入	726
第44節 賃上げ促進税制	727
1 概要	727
2 適用年度に合併が行われた場合	728
3 合併が前事業年度において行われた場合	730
4 決算期が異なる法人の合併調整計算	731
5 被合併法人等が繰越税額控除限度超過額を 有する場合	732
第8章 グループ通算制度	734
第1節 通算法人間の合併	734
1 適格合併の場合	734
2 非適格合併の場合	740
第2節 通算グループ外の法人との合併	742
1 適格合併の場合	742
2 非適格合併の場合	748
第9章 消費税	750
第1節 合併時の消費税	750
1 合併対価が合併法人の株式である場合	750
2 合併対価が合併法人の株式以外である場合	751
第2節 納税義務の免除の特例等	752

1 納税義務の免除の特例	752
2 簡易課税制度	761
3 課税期間の短縮	762
4 輸出物品販売場の許可	763
第3節 個別の取扱い	763
1 資産の譲渡等の時期の特例	763
2 仕入れに係る消費税額の控除の特例	764
3 課税資産の譲渡等についての中間申告	769
4 一定の時期に調整対象固定資産の取得を している場合	773
5 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の 特例と合併	774
6 法人が合併により消滅した場合の届出	775
7 申告義務等の承継	775
第10章 諸税	776
第1節 法人住民税・法人事業税の取扱い	776
1 法人住民税・法人事業税	776
2 合併法人における住民税均等割の計算	777
3 外形標準課税－資本割特例の非承継－	779
4 非適格合併の場合の合併対価の額との循環関係	781
5 中間申告の計算	796
6 地方税欠損金	803
第2節 登録免許税の取扱い	804
1 商業登記	804
2 移転・変更の登記	805
3 租税特別措置法による登記の税率の軽減	809
第3節 印紙税の取扱い	811
1 合併契約書	811

2	電子契約への対応	812
3	合併存続会社等が訂正して発行する株券	812
第4節	事業所税の取扱い	813
1	概要	813
2	免税点	813
3	合併による影響	813
4	課税団体	816
5	被合併法人の事業所税	816
第5節	その他の税の取扱い	817
1	不動産取得税・自動車税	817
2	特別土地保有税	817

2	会計処理	846
3	税務処理	848
4	別表処理	849
5	別表処理上の注意点	854

第Ⅳ部 処理例

第1章	兄弟会社の無対価合併	820
1	設例	820
2	会計処理	822
3	税務処理	824
4	別表処理	828
第2章	個人株主の会社の合併で特定資産譲渡等損失額がある場合	832
1	設例	832
2	会計処理	835
3	税務処理	836
4	別表処理	838
5	別表処理上の注意点	842
第3章	買収した100%子会社を吸収する合併で繰越欠損金の利用制限が課される場合	844
1	設例	844

第Ⅰ部 合併の検討

- 序 章 組織再編成の目的
- 第1章 合併と他の組織再編成との比較
- 第2章 合併のモデルスケジュール
- 第3章 合併の留意点

序 章 組織再編成の目的

第1節 組織再編成と合併の定義

1 組織再編成の定義

会社法では、第5編に組織再編成に関する規定があり、組織変更・吸収合併・新設合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転及び株式交付の8種類とされています。

組織再編成税制においては、「組織再編成」とは、法人格の変更（消滅、承継、発生等）を生じさせる行為であり、かつ、資産・負債を法人間で移転する行為であって、その行為に関連して、株主が旧株式等の対価を受け取ったり利益の分配を受けたりすることがある、と捉えています。

組織変更などは、会社法においては組織再編成とされていますが、組織再編成税制の範囲外です。他方、会社法では出資と定義されている現物出資が組織再編成税制の範囲に入る場合もあるなど、会社法における組織再編成と組織再編成税制における組織再編成とは、完全に一致するものではないことにご留意下さい。

2 会社法における合併の定義

組織再編成の代表的なものが合併ですが、合併の定義は、会社法にはありません。

これは、合併の概念について特に説明を要しないということであり、会社法の解説において、「合併は、消滅会社となる会社とその事業に関する権利義務の全部の譲渡等をするとともに解散し、その解散につき清算手続を要せず、ただちに法人格を失い、また、その結果として、それ

による権利移転については特段の対抗要件の具備を要しないこととなるという特則が適用される特殊な行為という程度の理解をしたほうが、その規制体系等を考える上では便宜であるものと思われる。いずれにせよ、合併については、従来からその概念の大枠が固まっており、会社法においても特にその意義の明確化をする必要が乏しいものであることから、それ自体の定義規定については設けないこととしたものである¹⁾との説明がなされています。

3 組織再編成税制における合併の定義

組織再編成税制においても、合併の定義は設けられていませんが、組織再編成税制における合併とは、法人（被合併法人）の全てが他の法人（合併法人）のものとなって被合併法人が消滅することとなる行為であり、被合併法人の資産及び負債の全てが合併法人に移転し、合併法人がその対価として株式等（代替物を含みます。）を交付することとなって、被合併法人の株主等は、被合併法人の株式の対価としてその合併法人の株式等（同前）を取得することとなるもの、と考えています。

この組織再編成税制における合併は、会社法が規定する合併ばかりではなく、学校法人・医療法人などの合併や外国における合併をも含むものとなっています。

第2節 合併のメリットとデメリット

1 合併のメリット

合併のメリットとしては、個々の合併ごとにさまざまなものが想定さ

¹⁾ 相沢哲ほか『新・会社法の解説』（商事法務 2006）181頁

れますが、一般的には、次のようなものとなります(注)。

(注) 第I部第1章第3節「1 合併のメリット」(15頁)において、他の組織再編成と比較した場合に合併にどのようなメリットがあるのかということについて述べていますので、そちらもご参照下さい。

(1) シナジー効果の発生

合併法人と被合併法人の事業が補完しあうことにより事業内容が強化され、供給する商品のシェア向上や大量購買によるコストダウンが可能となるなど、合併によるシナジー効果(相乗効果)が生ずるケースが多く見受けられます。

(2) 管理コストの削減

合併により、各社に設置されていた管理部門などの統合が可能となり、管理コストの削減が可能となるケースが非常に多くなっています。

(3) 権利義務の包括的承継

権利義務が包括的に承継されるため、営業譲渡などとは異なり、取引先毎に個別に権利義務の承継を要請する必要はありません。

このため、スピーディ、かつ、低コストで権利義務を承継することができます。

(4) 損益の通算

合併により複数の法人が単一の法人となるため、合併法人や被合併法人に赤字事業と黒字事業が混在する場合には損益の通算が可能となって、法人税と地方税の両方にメリットが生じます。

この損益通算という点からすると、連結納税を採用した場合よりも節税効果が高くなります。

(5) 適格合併における含み益課税の回避

適格合併であれば、被合併法人から資産及び負債が税務上の帳簿価額によって引き継がれるため、被合併法人の資産及び負債の含み益への課税が行われません。

ただし、非適格合併でも、完全支配関係法人間の合併の場合には、譲渡損益調整資産が帳簿価額により引き継がれるため、譲渡損益調整資産の含み益への課税は行われません。

なお、会計上でパーチェス法(受入処理が時価処理となる方法)が適用される場合であっても、適格合併であれば、税制上は、被合併法人の資産及び負債を帳簿価額によって合併法人に引き継ぐこととなります。

(6) 繰越欠損金の引継ぎ

適格合併であり、かつ、一定の要件を満たす場合には、被合併法人の繰越欠損金や含み損の引継ぎが認められますので、被合併法人の繰越欠損金や含み損の合併法人における有効利用が可能です。

(7) 相続税対策

相続税における非公開会社株式の評価は、大会社の場合には類似業種比準価額方式になります。

このため、会社規模を大きくして類似業種比準価額方式を採用することが節税になる場合があります。

(8) 救済合併

赤字子会社の救済等のために、親会社が赤字子会社を吸収合併することにより、赤字子会社の倒産を回避することができます。

ただし、実務上、税務否認リスクの軽減のために、救済する理由を明確にしておくことなどが必須となると思われます。

なお、赤字会社を合併することにより、資産及び負債の統合と損益通算が行われる結果、金融機関から融資を受けやすくなる場合もあります。

(9) スクイズアウト

子会社に少数株主が存在する場合、現金を対価とする合併を実施すれば、株主には現金が交付されるため、少数株主を株主から除外することが可能となります。平成29年10月以降は、合併法人が2／3以上保有する場合は適格対価要件を満たすものとされました。

(10) 消費税の簡易課税継続

合併法人において簡易課税を選択できるか否かを決定する基準期間の課税売上高については、被合併法人の課税売上高は考慮しません（第Ⅲ部「第9章 消費税」（750頁）参照）。平成27年以後は、資本金等の額と、資本金と資本準備金の合算額の大きい金額が税率区分の基準となっています。

(11) 地方税の均等割の減少

抱合株式がある場合や合併に伴い自己株式が発生する場合などには、資本金等の額が減少する場合があります。資本金等の額が減少すると、地方税の均等割が減少することがあります。

2 合併のデメリット

合併のデメリットとしては、上記の合併のメリットと同様に、個々にさまざまなものがあり得るわけですが、おおむね次のようなものとなっています^(注)。

(注) 第I部第1章第3節「2 合併のデメリット」（16頁）において、他の組織再編成と比較した場合に合併にどのようなデメリットがあるのかということについて述べていますので、そちらもご参照下さい。

(1) 許認可事項の問題

合併においては、被合併法人の権利義務が包括的に合併法人に引き継

がれるのですが、許認可事項については、被合併法人から合併法人に引き継ぐことを認めていないものもありますので、注意が必要です。

(2) 組織の融合に時間が必要

合併は複数の法人が一つの法人となるものであるため、合併後の組織の融和が重要となります。

合併前の法人ごとに派閥ができたり、業務手順を固守したりするなどの混乱が発生しやすく、合併前の調整と合併後のフォローアップが必要となることに留意が必要です。

(3) 給与水準等の単一化

合併により複数の法人が一つの法人となるため、給与水準などの労働条件は同一になります。

このため、合併により給与水準が上昇する場合があります。

これは、一概にデメリットということはできませんが、合併に際しては、注意が必要です。

(4) 全事業の包括的承継

合併の性質上、被合併法人の全事業が合併法人に引き継がれます。

一部の事業を引き継ぎたくない場合には、合併ではなく、会社分割の手法を検討する必要があります。

(5) 簿外債務や保証債務の引継ぎ

合併においては、被合併法人の権利義務が包括的に合併法人に承継されますので、被合併法人の簿外債務や保証債務も全て合併法人に引き継がれることとなる点に注意が必要です。

(6) 含み損の実現が困難

適格合併においては、被合併法人の資産及び負債が税制上の帳簿価額

価によって合併法人に引き継がれるため、被合併法人においては、資産及び負債の含み損を実現させるといったことはできません。

合併法人において、被合併法人の繰越欠損金や含み損が有効に利用される見込みがない場合には、合併によってデメリットが生ずることとなります。

非適格合併に関しては、法人税法上、被合併法人の資産及び負債を譲渡としたものとして取り扱われますが、資産及び負債の譲渡損を計上することを目的として非適格合併を行ったということで税務否認を受けるといったことも有り得ると考えられますので、注意が必要です。

ただし、完全支配関係法人間の非適格合併では、譲渡損益調整資産は帳簿価額によって移転することとなるため、譲渡損益調整資産の含み損は、計上されません。

(7) 繰越欠損金の使用制限等

適格合併の場合で、一定の要件に該当したときには、合併法人と被合併法人の両法人で生じた繰越欠損金や含み損の引継ぎや使用が制限されることとなります。

このため、繰越欠損金や含み損を有する法人の合併については、特に注意が必要です。

また、完全支配関係にある法人との非適格合併においても、合併法人の繰越欠損金の使用制限などが発生しますので、同様に、注意が必要となります。

(8) 地方税の均等割の増加

合併により資本金等の額が増加すると、地方税の均等割が増加する可能性がありますので、注意が必要です。

また、外形標準課税が適用されている場合にも、注意が必要です（第Ⅲ部第10章「第1節 法人住民税・法人事業税の取扱い」（776頁）参照）。

第1章 合併と他の組織再編成との比較

第1節 概要

「組織再編成」とは、一般的には、株式取得、合併、会社分割、株式交換・株式移転、事業譲渡、現物出資等をいい、会社法や法人税法における捉え方よりも広がっています。

企業の経営戦略、経営戦術の一環としてこれらの組織再編成の手法の比較検討を行い、自社に最も適した手法を選択することが非常に重要です。

例えば、次のような組織再編成を行うことが考えられます。

- ① 株主構成や資本構成等の見直しのための合併・会社分割等
- ② 役割を終えた会社の整理のための合併・会社分割等
- ③ 有望事業又はノンコア事業、破綻事業の分離のための会社分割・事業譲渡等
- ④ マーケットシェア拡大や新規事業進出のための株式取得・合併・株式交換・株式移転・事業譲受け・会社分割による受入れ等
- ⑤ シナジー効果獲得やグループ内事業の効率化のための合併・会社分割等
- ⑥ グループ内の役割分担や事業承継対策としての合併・会社分割等
- ⑦ タックスプラン又は銀行対策としての合併・会社分割等

このように、組織再編成はさまざまな理由によって行われることとなるわけですが、次のような点の検討が不可欠となります。

- ① 会計・税務の取扱いの検討
- ② 会社法その他法的手続及び組織再編成に要する期間の検討
- ③ 行政上の許認可の継続性の検討
- ④ 株主、債権者、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーとの関係調整の検討

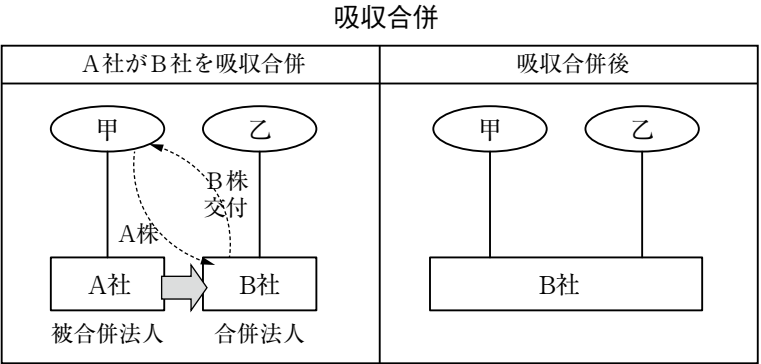
第2節 各組織再編成の定義

各組織再編成のうち、税法上合併と同様の効果が見込まれるものについて、会社法においては、次のように定義しています。

1 合併

(1) 吸収合併

「吸収合併」とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいいます（会法2二十七）。

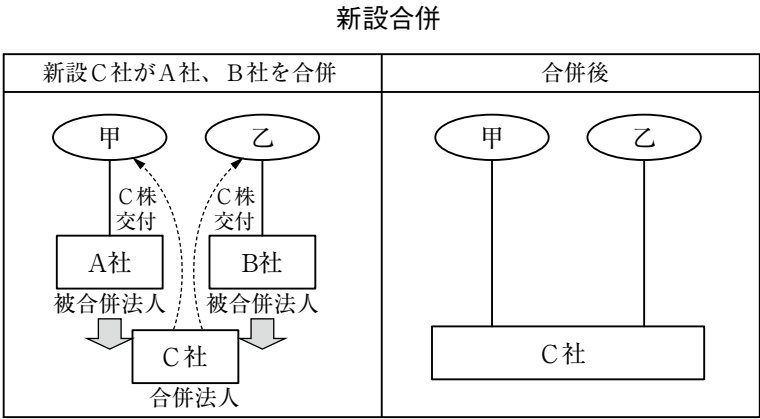


(2) 新設合併

「新設合併」とは、二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいいます（会法2二十八）。

会社法上、「会社」とは株式会社、合名会社、合資会社、合同会社とされている（会法2一）ため、合併については4種の会社の間での組合せがあることとなります。

なお、特例有限会社は、吸収合併存続会社になることはできません（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律37条）。



2 残余財産の確定・「現物分配」

(1) 残余財産の確定

残余財産の確定とは、会社が解散し、清算人がその会社の財務状況を調査し、現務を結了し、財産を換価、債権の取り立て・債務の弁済が完了したことをいいます。残余財産の確定後、清算人は株主へ残余財産の分配を行うこととされています（会法481、504）。

法人税法においては、完全支配関係のある法人の残余財産が確定した場合には、適格合併が行われた場合と同様に、残余財産が確定した法人の未処理欠損金額が完全支配関係にある法人株主に引き継がれることとなっています^④（法法57②）。

④ 残余財産が確定した場合に未処理欠損金額を株主に引き継ぐというのは、清算の時点で未処理欠損金額を株主に引き継ぐというものの時期を早めただけのものであるわけですが、法人が「清算」をするにもかかわらず、課税関係（未処理欠損金額に関する部分）は清算させないという制度を作ること、納税者からすると、有利な制度が新たに作られたということですから、歓迎するべきことではありますが、その一方で、法人税法の「清算」に関する基本的な考え方に明らかに反するものという指摘を免れ得な

いものと考えられます。

(2) 「現物分配」

① 会社法における現物配当

現物配当とは、剰余金の配当等により株主等に金銭以外の資産が交付されるものをいいます。配当として分配可能額の制限を受け、原則として株主総会の特別決議が必要となります（会法454④）。子会社の所有する資産を親会社に移転させたい場合などに、譲渡対価としての資金を準備する必要がないなどのメリットがあります。

② 法人税法上の「現物分配」

法人税法上の「現物分配」は、法人がその株主等に対し剰余金の配当などの一定の事由により金銭以外の資産を交付することをいうものとされており（法法2十二の五の二）、「適格現物分配については、組織再編成の一形態として位置づけられ〔た〕」^(注)と説明されています。

(注) 財務省『平成22年度 税制改正の解説』の210頁の解説では、「適格現物分配」について「組織再編成の一形態として位置づけられ〔た〕」としか記述されていませんので、「適格」でない「現物分配」については、組織再編成の一形態として位置づけられ〔た〕ということにはなっていないと解されます。

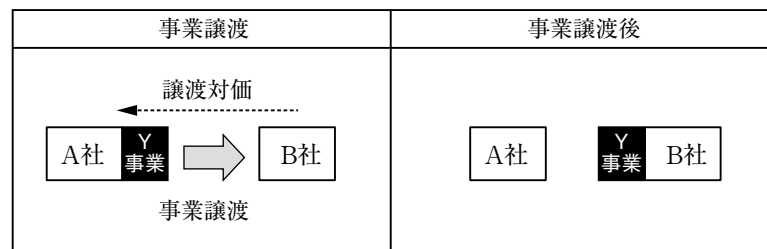
また、法人税法においては、「配当」は、課税済みの剰余を株主に分配するものとされていますので、「配当」について、「適格現物分配」と呼んで、課税をしないまま金銭以外の資産を株主に分配することができる制度を法人税法の中に作るということは、納税者からすると非課税となるものが増えることとなりますので、歓迎すべきことではありますが、その一方で、法人税法の基本的理論に明らかに反するものという指摘を免れ得ないものと考えられます。

この法人税法上の「現物分配」は、会社法における現物配当とは名称が異なっており、そのように名称を変える理由は不明ですが、その内容からすると、会社法における現物配当と概ね重なるものと解されます。

3 事業譲渡

事業の譲渡については、会社法上、定義規定はなく、株式会社は、事業の全部の譲渡又は重要な一部の譲渡をする場合には、株主総会の決議によって、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない（会法467①）とされ、従来の「営業の譲渡」が会社法では「事業の譲渡」に変更されています。

事業譲渡



4 会社分割

(1) 吸収分割

「吸収分割」とは、株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいいます（会法2二十九）。

(2) 新設分割

「新設分割」とは、一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業

に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいいます（会法2三十）。

分割によって承継させるものは、「権利義務の全部又は一部」とされていますので、「営業」の実態を備えていなくても、会社分割は可能です。

(3) 税制上の分割型分割

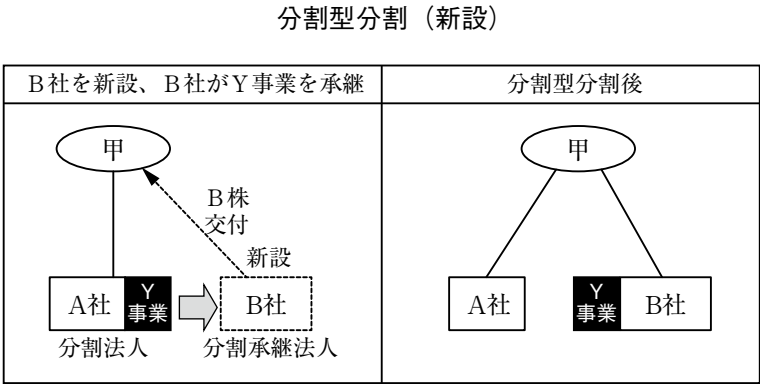
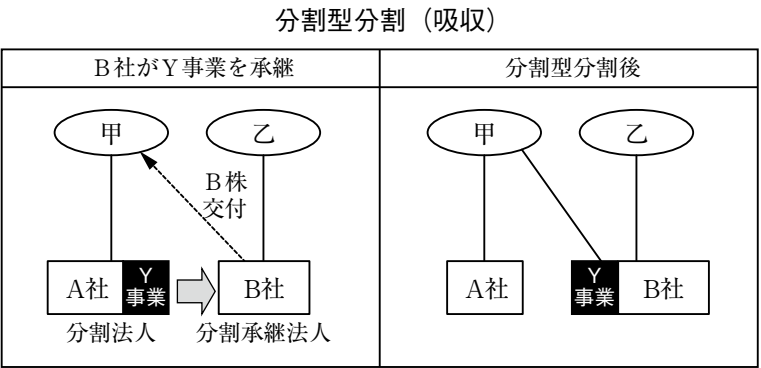
「分割型分割」とは、次のものをいいます（法法2十二の九）。

① 分割対価がある場合

分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産（分割により分割承継法人によって交付される当該分割承継法人の株式（出資を含みます。）その他の資産をいいます。）の全てが分割の日において分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割

② 無対価の場合

分割対価資産がない分割（「無対価分割」といいます。）で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の無対価分割



第3節 他の組織再編成と比較した場合の合併の
メリットとデメリット

1 合併のメリット

合併のメリットとしては、次のようなものがあります。

- 合併対価として合併法人の株式を交付すれば、資金を要せずして会社の買収等を行うことができます。
株式交換と同じく、会社を買収する場合に資金が要らないという点は、合併の大きなメリットとなります。
なお、平成19年に合併等対価を柔軟化する会社法改正が行われており、これによって現金交付型合併（少数株主にキャッシュアウトする手法）が可能となっています。
- 企業規模が拡大してスケールメリットが得られ、また、各種シナジー効果も期待できます。
- 消滅会社の事業、資産、人材等を包括的に承継することができます。
事業譲渡の場合には、個別の資産や取引ごとに譲渡の手続を行わなければならないため、手続が煩雑となり、取引先との契約等がうまく引き継げないリスクがあります。

2 合併のデメリット

合併のデメリットは、次のようなものと考えられます。

- 当事会社同士の経営手法、人事等諸制度、システム等の統合過程において、さまざまな問題が発生します。
また、消滅会社の株主が新たに株主として加わるため、同族経営からの脱却が求められるケースがあります。
さらに、消滅会社がなくなってしまうため、消滅会社の経営者、従業員等の抵抗が強い場合もあります。
- 資産及び負債を包括承継するため、必要なものだけを取得できず、簿外債務があった場合にこれを引き継ぐこととなってしまうことがあります。

事業譲渡の場合には、簿外債務・不良資産を引き継ぐことはありませんし、引き継ぐ従業員・契約も限定することが可能で、引継ぎ時に従業員の退職金を精算することもできます。また、グループ内の場合には、単に事業譲渡を行い、その後に、譲渡法人の解散・清算をすることも可能であり、このような方法を採用することが合併よりもリスクが少ないということもあり得ます。

(注) 行政上の許認可の引継ぎに関しては慎重な検討が必要となります。

例えば、消滅会社が合併前に受けていた建設業許可は、合併では承継することができませんので、合併を行った場合には、新たに許可を受けることが必要となる場合があります（建設業法12、建設業許可事務ガイドラインについて 【その他】3 平成13 年4月3日国総建第97号、最終改正 令和7年2月1日国不建第161号）。

また、風俗営業者の地位は、あらかじめ合併・分割について公安委員会の承認を受けた場合に、合併法人・分割承継法人が承継できるととされています（風営法7の2、7の3）。

【合併と同様の効果が見込まれる他の組織再編成との比較表】

	合 併	残余財産の確定 ＋ 現物分配	事業譲渡	会社分割 (分割型分割)
権利義務の移転形態	包括承継	特定承継	特定承継	包括承継
移転する事業の全部・一部	全部	全部又は一部	全部又は一部	全部又は一部
対価の種類	吸収合併(対価の柔軟化)、新設合併(新株ほか社債等)	残余財産	現預金、代物弁済等	吸収分割(対価の柔軟化)、新設分割(新株ほか社債等)
簿外債務、偶発債務	引継ぎ	引継ぎ	対応可能	対応可能
許認可の継続性	各根拠法により引継ぎ可能と不可	不可	不可	各根拠法により引継ぎ可能と不可
労働者保護手続き	なし	なし	個別の承認	あり
債権者保護手続き	必要	必要	個別の承認	必要(例外あり)
反対株主買取請求権	あり	なし	あり	あり
効果	企業全部の承継	分配対象財産の承継	必要な権利義務のみ承継	吸収分割(事業等の移転)、新設分割(子会社の創設)

【税制の概要】

移転する資産・負債	適格	簿価引継ぎ	簿価引継ぎ	時価移転	簿価移転
	非適格	原則として時価移転	原則として時価移転		時価移転
繰越欠損金の引継ぎ	適格	原則としてできる	5年超の支配関係継続等の要件を満たせばその親法人で引継ぎ可	できない	できない
	非適格	できない	できない		
含み損の引継ぎ	適格	課税なし	課税なし	できない	原則としてできる
	非適格	できない	できない		できない
被買収株主の税務	適格	課税なし	課税なし	課税なし	課税なし
	非適格	みなし配当課税、金銭等の交付がある場合は、譲渡損益課税	みなし配当課税、譲渡損益課税		みなし配当課税(分割型分割)、金銭等の交付がある場合は、譲渡損益課税
移転資産についての消費税		課税対象外	なし	課税対象	課税対象外
不動産取得税		非課税	通常課税	通常課税	非課税(要件あり)

- 平成29年度税制改正で、いわゆるスクイズアウトの手法を一括して組織再編成とする改正^註が行われており、吸収合併に関しては、少数株主に金銭等を分配するものも適格合併とすることとされていますが、合併の場合には、スクイズアウトの対象法人が被合併法人となってその資産及び負債が合併法人に移転するため、対象法人の資産及び負債が移転しない株式交換等と比べて、許認可の継続性や欠損金の引継ぎ等でデメリットがあることがあり、スクイズアウトに吸収合併を利用する場合には、慎重な検討が必要となります。

(注) スクイズアウト (Squeeze Out) とは、元々は「閉め出す」という意味であり、M&Aにおいては、少数株主等に金銭等を交付して株主等から排除して完全子法人化することをいいます。

平成29年度税制改正では、少数株主等に金銭等を交付して完全子法人化するスクイズアウトの手法となるものは、吸収合併のうちの一一定のもの、株式交換のうちの一一定のもの、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理、株式等売渡請求であると捉えた上で、これらについて整合性がある取扱いとなるように措置を講ずることとされています (182・183頁参照)。

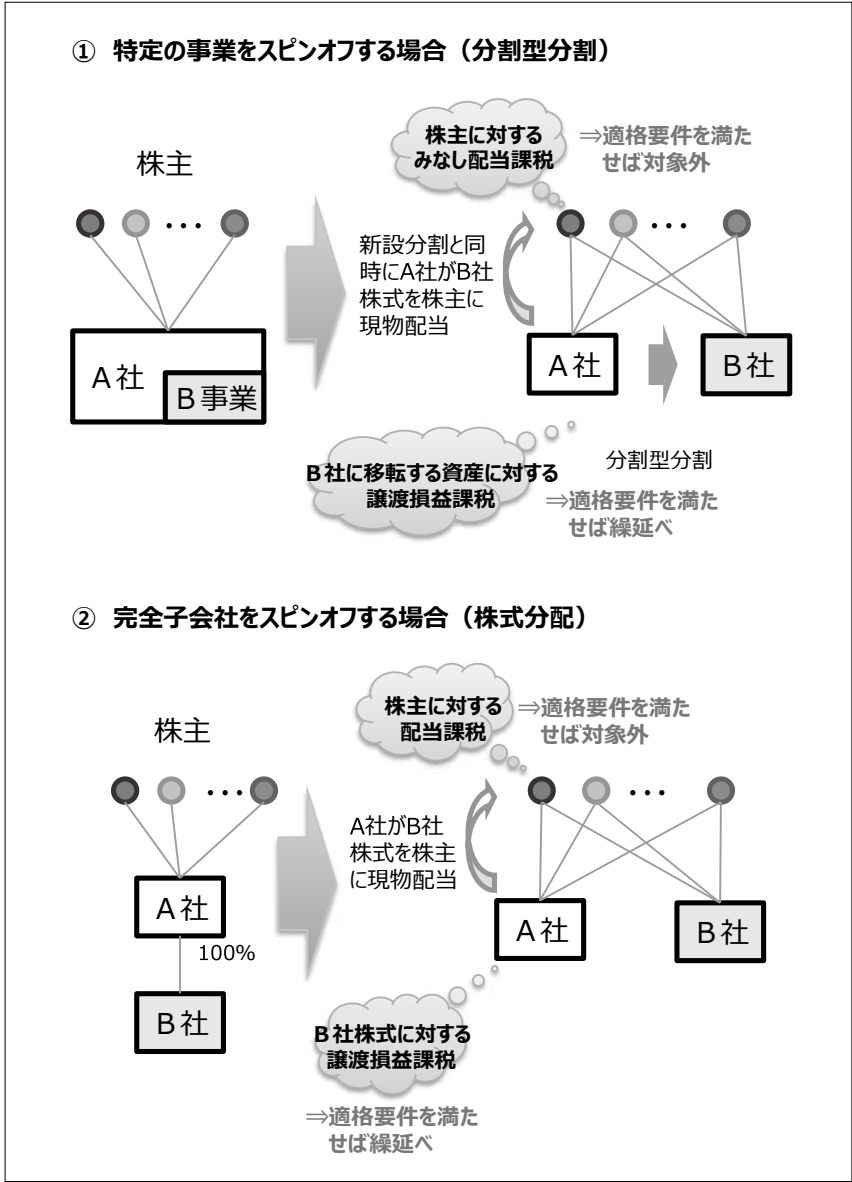
なお、スクイズアウトの場合には、少数株主が金銭等を受け取って株主から排除されることとなるわけですが、この少数株主の課税関係をまとめると、次頁の表のとおりとなります。

- 平成29年度税制改正で、特定の事業を独立の会社として切り出すスピノフについて、適格組織再編成となるものについては、移転資産の譲渡損益や株主への配当に対する課税を繰り延べる改正が行われています (法法2十二の十二・十二の十五・十二の十五の三、23①一、24①三、61の2⑧・⑪、62の5③)。

【スクイズアウトに係る少数株主の課税関係】

		スクイズアウトに対する少数株主の立場			
		反対しない		反対する	
合併	手法	新株のみ交付	金銭等交付 ^(註)	買取請求 (会法785①)	
	譲渡損益	繰延べ	あり		
	みなし配当	適格：なし 非適格：あり	適格：なし 非適格：あり	なし (法令23③八)	
株式交換	手法	新株のみ交付	金銭等交付 ^(註)	買取請求 (会法785①)	
	譲渡損益	繰延べ	あり		
	みなし配当	なし		あり	
株式併合	手法	競売・現金交付 (会法235①)	発行人が買取 (会法235②、234④)	買取請求 (会法182の4①)	
	譲渡損益	あり			
	みなし配当	なし (自己株取得でない)	なし (法令23③九)	なし (法令23③九)	
全部取得 条項付 種類株式	手法	競売・現金交付 (会法234①二)	発行人が買取 (会法234④)	買取請求 (会法116①二)	価格決定申立 (会法172①)
	譲渡損益	あり			
	みなし配当	なし (自己株取得でない)	なし (法令23③九)	なし	なし (法令23③十)
株式売渡 請求	手法	特別支配株主に対する譲渡		価格決定申立 (会法179の8)	
	譲渡損益	あり			
	みなし配当	なし (自己株取得でない)			

(注) 合併や株式交換に伴い端株が生じた株主に交付する金銭等を除きます。



（出典：経済産業省『「スピノフ」の活用に関する手引』令和4年9月）

スピノフとは、既存の子会社の株式又は切り出した事業を承継させた子会社の株式を、株主に対して、その保有株式数に応じて交付することにより、当該子会社又は事業を切り離し、経営を独立させる仕組みのことをいいます。

法人税法上の適格組織再編成に該当するスピノフは、分割型分割と株式分配となり、分割型分割については部分的な合併とも考えられます。

適格要件（法令4の3⑨・⑩）

適格要件	内容	分割型分割	株式分配
株式按分交付	分割法人・株式分配法人の株主の持株数に応じて分割承継法人・子法人株式のみが交付されること	○	○
被支配要件	スピノフ前に分割法人・株式分配法人は他の者による支配関係がなく、スピノフ後に継続して分割承継法人・子法人が他の者による支配関係がない見込みであること	○	○
役員引継要件	分割法人・子法人の特定役員のうち最低1人が分割承継法人・子法人の特定役員となる見込みであること	○	○
主要資産等移転要件	分割事業の主要な資産・負債が移転する見込みであること	○	—
従業者引継要件	分割事業・子法人の従業員の概ね80%以上がその業務に継続して従事する見込みであること	○	○
事業継続要件	分割事業・子法人の主要な事業が引き続き営まれる見込みであること	○	○